平成２５年（フ）第２３号
大分県杵築市大字熊野2200番地
債務者　埋田　武利
1　決定年月日時　平成25年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月20日午前11時
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２５年（フ）第３８４号
静岡市清水区中之郷３丁目５番27―804号、旧住所静岡市清水区高橋１丁目15番62号
債務者　山本記代美
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月11日午後２時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４０３号
静岡市清水区吉川1040番地　吉川団地Ｄ304
阿喜方、旧住所静岡市清水区北脇288番地
債務者　山下　杏奈
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月11日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１号
熊本県阿蘇郡小国町大字宮原613番地　10組
債務者　山﨑　茂之
1　決定年月日時　平成25年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午前10時
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２５年（フ）第９３２７号
東京都杉並区和田２丁目35―９―205
債務者　中村　勝好
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９５２４号
千葉県八千代市八千代台北６丁目11―２　八千代台パーソナルハウスＰａｒｔ６―502
債務者　近村　誠一
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１５号
沖縄県沖縄市安慶田１丁目20番31号　第一屋宜アパート303
債務者　長野　杏奈（旧姓宇根）
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第１１７号
沖縄県沖縄市登川３丁目７番25号　コーポ和205
債務者　河野　達也
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第２号
秋田県大館市比内町扇田字町後17番地３
破産者　山内みき子
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２５年（フ）第１０号
秋田県大館市字水門前77番地２、前住所秋田県大館市比内町扇田字中扇田21番地４
破産者　比内屋精肉店こと　佐藤　　馨
1　決定年月日　平成25年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２５年（フ）第９５８号
北海道恵庭市北柏木町１丁目４番３号
破産者　菊地　敏雄
1　決定年月日　平成25年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０２７号
札幌市豊平区平岸６条15丁目１番20―101号
破産者　瀧川　寿記
1　決定年月日　平成25年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２５７号
宮城県宮城郡利府町沢乙字山岸１番地１
シャイニングパレスⅠ―106
破産者　ブゥランジュリサクライトシタカこと
櫻井　寿隆
1　決定年月日　平成25年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第８３号
福島県いわき市泉玉露２丁目14番地の23　コーポ扇田101、前住所福島県いわき市泉町黒須野字早稲田237番地の53
破産者　小林　一三
1　決定年月日　平成25年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２４年（フ）第１３１２号
埼玉県桶川市大字坂田1511番地の１
破産者　渡部　　實
1　決定年月日　平成25年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２０２号
さいたま市緑区大字三室1071番地１
破産者　石塲　佐敏
1　決定年月日　平成25年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２０３号
さいたま市緑区大字三室1071番地１
破産者　石塲美代子
1　決定年月日　平成25年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係